

広島県公安委員会告示第 98 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 28 年 12 月 19 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
6P1417	告示の日 (平成28年12 月19日)か ら3年間	ぱちんこ 遊技機	CRA デジハネ火曜 サスペンス劇場2 STKA	タイヨーエレック株式会社 代表取締役 甘利 祐一 (愛知県名古屋市中村区名 駅南一丁目11番12号)	左同
6P1471	同上	同上	CR 逃亡者おりん3 ETKB	同上	左同
6P1352	同上	同上	CRA ぱちんこテラ フォーマーズ A1	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三 丁目24番4号)	左同